

5 市民の権利・責務

(1) 条文のたたき台

(市民の権利)

市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、行政サービスの提供を等しく受ける権利を有する。

(市民の責務)

市民は、主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努めるものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 条例制定の趣旨が直接表れる項目であり、市民の権利を条文に規定し、権利を保障するため項目立てが必要。

(3) 条文の検討

- ・ 納税については、憲法にも義務を位置づけているためあえて条文化しない。
- ・ 市民の権利について基本的なものを盛り込む。
- ・ 基本的なものとは、市政に参画する権利、市政に関する情報を知る権利、行政サービスを等しく受ける権利の3点
- ・ 市民の責務として、自治会やコミュニティ活動への参加を盛り込みたいところだが、「5 市民の権利と責務」の項目に責務として位置づけるよりは、より関連のある「21 コミュニティの意義と支援」の項目でコミュニティについて具体的に位置づけを明記し、意義を強調する。

(4) ことばの説明

- ・ 「参加」「参画」について、全ての条文に「参画」を統一して使用する
- ・ 「市民」について言葉の定義が必要（C班に関連）

「市民」・・・ 市内に居住する者、市内の事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動する者並びに市内に土地又は家屋を所有する者

(5) 関連事項

- ・ 21 コミュニティの意義と支援（コミュニティの意義を強調するため別項目）
- ・ 総則グループ（言葉の定義）、行政・議会グループ（自治における権利の主体）

6 事業者の権利・責務

(1) 条文のたたき台

(事業者の権利及び責務)

事業者は、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有し、地域社会の一員として、主体的にまちづくりに参加し、豊かな地域社会の形成に努める責務（市民の権利及び責務に示された内容）を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 市内への開発の圧力が高まっていることを背景に、開発を行う事業者が地域社会や生活環境を守るべき責務があるため必要とした。

(3) 条文の検討

- ・ 事業者の責務として、地域社会や生活環境を守るべきといった規定を盛り込む

(4) ことばの説明

- ・ 「事業者」について言葉の定義が必要（C班に関連）

(5) 他のグループとの関連

総則 (言葉の定義)

行政・議会 (関連のある項目 :)

7 情報共有の原則と施策

(1) 条文のたたき台

(情報の公開及び共有)

市は、別に条例で定めるところにより、市民の知る権利を保障し、公文書の公開制度を確立するとともに、市の保有する情報を積極的に提供する等、市民との情報の共有に努めなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ まちづくりに関する行政情報を共有することにより、市民の市政への参加ができると考え、「情報共有」を項目として位置づける必要がある。

(3) 条文の検討

- ・ 「情報公開」は、市民などの請求により情報を公開することで、請求に基づかないと公開されない。しかし、「情報共有」となると、情報の公開にとどまらず、常に市民が情報を共有できるよう情報を公表する必要がある。
- ・ 市民の知る権利の対象となる情報は、「市の保有する情報」とし、運用については、情報公開条例で別に定めるとする。
- ・ 「情報公開」は、市民の求める資料が、市の保有しない情報でも、要望に応じて作成し、提供しなければならない旨を記したものではない。「市の保有する情報」を公開するという意味である
- ・ 「情報の共有」が市民の市政への参加を促すといった趣旨を条文に盛り込む。

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

行政・議会（全般）

8 行政情報を知る権利

(1) 条文のたたき台

「 5 」「 7 」に盛り込む

(2) 項目の必要性

- ・ 前項において、「情報公開」と「情報共有」で知る権利を示している。また、「 5 市民の権利・責務」に市民の知る権利を位置づけたため、項目の必要はなくなった。

(3) 条文の検討

- ・ 「 5 市民の権利・責務」で市民の知る権利を明記し、市民の権利に含まれることと、「 7 情報共有の原則と施策」で知る権利の具体的内容を記していることから、この項目を分ける必要はない。「 5 」「 7 」の項目で、行政情報を知る権利を含めて条文を検討する。

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

9 個人情報の保護

(1) 条文のたたき台

(個人情報の保護)

市は、別に条例で定めるところにより、市民が自己に関する情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止を請求する権利を保障し、個人情報の保護制度の確立に努めなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ 情報公開とともに、個人の特定される情報は、公開しないための項目が必要とした。

(3) 条文の検討

- ・ 市は、個人情報保護条例を定めており、条文には「別に条例で定める」とする。
- ・ 地域で子ども会の名簿を作る際、学校に照会しても個人情報保護として情報が提供されず、名簿が作れない状況となっている。また、災害弱者の名簿作成においても同様で、個人情報を保護する内容とともに、目的に即した個人情報の利用について条文で触れるべきとした。

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

行政・議会（個人情報保護制度、行政の責務）

10 会議公開の原則

(1) 条文のたたき台

「19 附属機関へ参加」に統合する。

(2) 項目の必要性

- ・ 情報公開、市政への参加の趣旨から項目立ては必要。

(3) 条文の検討

- ・ 会議公開については、情報公開条例に規定されている。
- ・ 審議会の会議公開を定めたものとする
- ・ 審議会とは、市長の附属機関であり、市長の諮問（意見を聞く組織）に対して答申として意見を提出する組織であり、市民の意見を反映させるために公募による選任が必要
- ・ 委員の公募を含め、「19 附属機関へ参加」に統合する。

(4) ことばの説明

「審議会」・・・地方自治法及び北本市条例に位置づけがある。市長の諮問機関

(5) 他のグループとの関連

行政・議会

16 総合計画等の策定における参画・協働

(1) 条文のたたき台

(計画策定の手続)

市は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する市民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 市は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

(2) 項目の必要性(8/4 グループワーク)

- ・ 既に取り組みとして行っており、条例に位置づけることで策定における参加・協働を規定した。

(3) 条文の検討(8/29 グループワーク)

- ・ パブリックコメントの内容を具体的に示したものとなっている。
- ・

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

行政・議会(行政の説明責任)

17 意見の提出及び募集

(1) 条文のたたき台

(市民意見提出制度)

市は、別に条例（現在は要綱）で定めるところにより、政策の立案、計画の策定及び条例の制定で重要なものについて市民が意見を述べることができる機会を保障するため、市民意見提出制度の確立に努めなければならない。

(2) 項目の必要性

- ・ パブリックコメント等制度として実施している内容だが、市政への意見提出権を確立することと、行政が市民に意見を募集することを義務付けるため条文の項目として必要とした。

(3) 条文の検討

- ・ 現在はパブリックコメント制度を要綱で運用しているが、条例として定める必要がある。
- ・ 「17 総合計画等の策定における参画と協働」に関連している。

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

総則 (関連のある項目:)
行政・議会 (関連のある項目:)

18 住民投票

(1) 条文のたたき台

(住民投票)

市長は、市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を行うときは、住民投票の目的をあらかじめ明らかにし、その結果を尊重するものとする。

3 住民投票に参画することができる者の資格その他必要な手続については、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 実際を実施することが想定できるのが合併に関することではなかろうか。条文上には、できる規定で盛り込むことにした。自治の仕組みのなかで議会の役割との関わりを整理すべき。

(3) 条文の検討

- ・ 住民投票を実施する際、議会の役割を明確にするため「議会の議決を経て」という文言を入れるべき
- ・ 自治のシステムに関わることであり、懇話会全体で議論すべき内容

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

総則、行政・議会

19 附属機関等への参加

(1) 条文のたたき台

(審議会等)

市の審議会、懇話会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任に当たっては、別に条例で定めるところにより、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。

2 審議会等の会議は、別に条例で定めるところにより、公開するものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 既に実施している内容だが、市長の諮問に対する住民の意見表明の場を確保し、参加を保障するため、条例に位置づける項目とする。

(3) 条文の検討

- ・ 「10 会議公開の原則」とは、審議会について定めている内容であり、関連が強いため、条文では附属機関等への参加に会議公開を含む構成にする。
- ・ 条文には、委員の公募による選任、会議の公開を明記する。
- ・ 会議の公開については、情報公開条例で規定しているため、「別の条例に定める」とする。

(4) ことばの説明

「附属機関」・・・ 審議会を指す。北本市庁舎建設委員会、北本市健康・体力づくり市民会議などを指す。

根拠は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び北本市執行機関の附属機関に関する条例に規定。

「執行機関」・・・ 市長（補助機関）と行政委員会を指す。

「行政委員会」・・・ 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を指す。

(5) 他のグループとの関連

総則 (定義)

行政・議会 ()

20 市民委員会の設置

(1) 条文のたたき台

(自治委員会の設置)

市に、北本市自治委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、この条例に関する事項について調査審議する。

3 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(2) 項目の必要性

- ・ 自治条例を作って終わりではなく、運用して初めて意味のあるものであり、住民による自治が守られているか、新たに保証すべき権利や責務が生じ条例に反映させる必要があるか審議、検証する機関が必要。そのため、条文の項目として位置づける。

(3) 条文の検討

- ・ 市民の権利の枠内で討議をしたが、市民と行政が自治を確保するための組織として、行政によって設定された期間だという考えから、行政の項目でも討議すべき内容と考える。
- ・ 委員会の形式は、市長の諮問機関（附属機関）とし、委員会の構成などは別の定めに委ねる。

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

総則

行政・議会

2 1 コミュニティの意義と支援

(1) 条文のたたき台

(コミュニティ活動の推進)

市民は、地域の自主的な課題解決のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動(以下「コミュニティ活動」と総称する。)に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。

2 市は、活力のある地域社会の実現に寄与するコミュニティ活動の推進を図るため、別に条例で定めるところにより、これを支援するものとする。

(2) 項目の必要性

- ・ 地域の課題解決等市民生活を営む上で意義があり欠かせないものであるため、条例の項目として必要。

(3) 条文の検討

- ・ コミュニティの意義を示し、市民の地域への自発的な参加を促進する裏づけとする。
- ・ 自治会の加入率の減少などの問題を背景に、自治会への参加を推進する意味で、「自治会への参加」まで、さらに具体的に条文に盛り込むべきか。
- ・ 市のコミュニティへの支援を条例で定める必要がある(市の責務に関連する)

(4) ことばの説明

- ・ 「コミュニティ」について、北本市には、第1生活圏域として自治会、第2生活圏域として8圏域コミュニティがあるが、これらを総称して「コミュニティ」というのが妥当だと考える。言葉の定義が必要

(5) 他のグループとの関連

行政・議会(コミュニティへの支援)

A 子ども、子育てに関する規定

(1) 条文のたたき台

(子ども)

市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

(大和市条例を参考)

子どもは、養育や教育を受ける権利を有する。

(2) 項目の必要性

- ・ 子育てを重要な課題として位置づけ、新たに項目が必要とした。

(3) 条文の検討

- ・ 市の責務とする条文と、子どもの権利とする条文と、条文の形式に2通りある
- ・ 子どもの権利として検討を始めたが、子育て環境の確保など加味するためには、保護者の責務、市の責務として、子どもが育つ環境をつくるという条文になった。また、保護者のみならず、地域の意味合いを含めて、保護者の責務はもちろんであるが、市民の責務とした
- ・ 「市は、市民とともに子どもが健全に育つ環境をつくる責務を有する。」と条文で規定する。

(4) ことばの説明

- ・ 「子ども」の定義が必要。未成年(18歳未満)か、扶養されている存在として位置づけるかが課題

(5) 他のグループとの関連

行政・議会(市の責務)

B 安心・安全に関する規定

(1) 条文のたたき台

(市民の権利)

市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。

(2) 項目の必要性

- ・ 前文の検討の際に、「北本は災害の少ないまち」を盛り込んだ経緯から、安心・安全についても条文の項目に入れるべきとして考えた
- ・ 市民生活を送る上で安心、安全は必要不可欠な条件だと考え、必要な項目とした

(3) 条文の検討

- ・ 安心安全なまちを保つための市民の権利を持っていると規定する。また、行政は、安心安全なまちにするため努力すべきという条文も位置づけるべきとした。
- ・ 市民の権利として条文に盛り込むとともに、市の責務として関連もある。(A 班との関連)
- ・ 安心安全について、市の役割と市民の役割それぞれがあると考える。

(4) ことばの説明

(5) 他のグループとの関連

行政・議会